

【新型コロナウイルス】QLD州における規制緩和のロードマップ発表

2020年5月11日
在ブリスベン総領事館

●8日の国家内閣後、モリソン首相により発表された、規制緩和に向けた3段階の「新型コロナウイルスに対する安全な豪州のためのロードマップ」発表を受け、同日、パラシェ・クイーンズランド（QLD）州首相は、QLD州における具体的な規制緩和ロードマップを発表しました。

本件については、5月8日付の「新型コロナウイルスに対する安全な豪州のためのロードマップ発表」に関する以下の領事メールもご参照下さい。

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100052843.pdf>

州首相の発表概要は次のとおりです。

- この規制緩和は、コミュニティのつながりを取り戻し、経済を動かしていくための、良識が求められる段階的な道筋である。
- 社会的距離を取る（social distancing）及び体調不良の場合の自宅待機を順守することが、段階的規制緩和が予定通り実施されるための鍵となる。
- COVID-19 感染が再び増えることはあり得るだろうが、州民が注意深く行動すれば対処は可能である。素晴らしい州民の努力によりここまで成果を上げてきた。これを無駄にすることなく、慎重かつ注意深く前に進んで行こう。
- 規制緩和ロードマップの概要
 - 【ステージ1】5月15日（金）深夜23時59分より、以下が可能となる。
 - ・公共の場での10人までの集会
 - ・段階的営業再開の一環として、レストラン、パブ、クラブ、退役軍人連盟及びカフェにおける同時に10人までの客の受け入れ（バー・サービス及びTAB等の賭け事を除く）
 - ・自宅から半径150km以内のレクリエーション日帰り旅行
 - ・美容セラピー等及びネイルサロンにおける同時に10人までの客の受け入れ
 - ・図書館、公園遊戯設備、スケートボード・パーク及び屋外ジムの再開（同時に10人までによる利用）
 - ・結婚式への10人までの出席及び葬式への20人までの出席（屋外の場合は30人まで）
 - ・同時に10人までの参加による不動産の内覧及びオークション
 - ・公共プール及びラグーン（例：サウスバンク、ケアンズ、エアリービーチ）の、同時に10人までの利用による再開（適切なCOVID-19安全対策を有する場合には更なる人数の利用も認められる）

COVID-19 感染のない地方では、以下の2つの事項が特別に許容される。

- ・地方の小規模コミュニティ連帯にパブ及びカフェが果たす役割の重要性を考慮し、地元住民20人までのこれら施設での食事
- ・地方のコミュニティが相互に離れていることを考慮し、半径500km以内のレクリエーション目的の旅行

【ステージ2】学校休暇期間が始まる6月12日（金）深夜23時59分より、以下が可能となる。（6月27日（土）～7月12日（日）の学校休暇期間にも適用されることとなる）。

- ・自宅への20人までの訪問・集会
- ・レストラン、パブ、クラブ、カフェ及び退役軍人連盟における同時に20人までの客の受け入れ（適切な COVID-19 安全対策を有する場合には更なる人数の利用も認められる）
- ・居住地域（region）内での休暇旅行

【ステージ3】（詳細な具体的記述はなし）

規制緩和の第3段階は、事前に計画が立てられるようビジネス、コミュニティ及び家族に確実性を与えるべく、州境閉鎖の見直しを含み、また、各種施設への受入れ人数を100人に増やすものとなろう。

パラシェ首相の8日付メディア・リリースの内容については、以下の原文（英文のみ）をご覧ください。

<http://statements.qld.gov.au/Statement/2020/5/8/premier-maps-road-to-easing-restrictions>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>